

JR東海労ニュース

No.1173

2008年11月28日

JR東海労働組合

またまた最高裁が、会社の上告を棄却！ 掲示物撤去は不当労働行為！

会社は直ちに不当労働行為に対する謝罪文を手交せよ！

11月25日最高裁判所は、会社が東京高等裁判所の判決（不当労働行為救済命令取消訴訟・大阪第一車両所分会での掲示物撤去事件）を不服として、上告及び上告受理申立を行っていた二つの事件に対して上告を棄却し、上告審として受理しない決定を行いました。

すでに一件については、『JR東海労ニュースNo.1171』でお知らせしましたが、同日付で、新たにもう一件の掲示物撤去に関する不当労働行為事件が最高裁判所の判断で「不当労働行為」であることが確定しました。まさに会社の不法行為を最高裁判所が連続して認定したのです。

会社は、直ちに不当労働行為があったことを認め、謝罪すると共に、中央労働委員会が命令したとおり、謝罪文を速やかに手交すること！

平成19年（行ツ）第237号
平成19年（行ヒ）第255号
決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年（行コ）第277号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成19年5月30日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文
本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、濫訴をいうが、その前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立について
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

主 文

1 初審命令主文第1項を次のとおり変更する。
1 再審申立人東海旅客鉄道株式会社は、再審被告申立人ジェイアール東海労働組合及び同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会に対し、下記の文書を送やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 伊藤 明男 殿
ジェイアール東海労働組合
新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会
執行委員長 高岡 肇 殿

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 印

当社の新幹線鉄道事業本部関西支社大阪第一車両所が、平成10年11月25日から平成11年9月28日までの間に、組合新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会の組合掲示板から、掲出中の下記10点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにします。

最高裁5連勝！
会社は労働組合への支配介入を直ちにやめろ！

最高裁判所決定

謝罪文手交を命じた中央労働委員会の救済命令